

保育所（園）・認定こども園等の 適正利用にご協力ください



★ご家族でお子様と一緒に過ごす時間を大切にしましょう★

保育所（園）等は、保護者が就労や疾病などによりご家庭での保育が困難なお子様を保護者の方に代わり保育する場所です。ご家庭で保育ができる時は、ご家族でお子様と一緒に過ごしましょう。

ご家族で会話をしたり、スキンシップをとったりすることで、基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につき、お子様の心や情緒の安定につながります。

ご家庭と保育所（園）等が連携し、お子様の育ちを支えていきましょう。

保育所（園）等は、認定された保育要件以外の事由で利用することは原則できません。

また、保育必要量（8時間 or 11時間）は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です。

つきましては、保育所（園）等の利用にあたり、以下の点をあらためてご確認ください。

★就労要件の方

休憩時間、通勤時間を考慮した就労時間が保育所（園）等を利用できる時間となります。

- お仕事がお休みの日について
→原則として家庭保育となります。保護者の方の通院や家庭での育児に疲れたなどの場合は、例外的に保育所（園）等を利用するすることができます。保育所（園）等にご相談ください。
- 保護者の出退勤時間に差がある場合について
→出勤が遅い方がお子様を送り、退勤が早い方がお迎えにきてください。
- お仕事帰りのお買い物について
→お子様のお迎え後に行きましょう。
- きょうだいの習い事の送迎について
→習い事の送迎を理由に保育所（園）等を利用することはできません。

★求職活動中の方

求職に伴う外出がない日は、ご家庭でお子様と一緒に過ごしましょう。

★出産要件の方

体調の良いときは、無理のない範囲で、ご家庭でお子様と一緒に過ごしましょう。

★その他の要件の方

ご家庭の状況に合わせて、保育が必要な範囲で、保育所（園）等を利用しましょう。

裏面もあります。

保護者の皆様に知りたいこと

●保育士さんの仕事のこと

保育士さんといえば、子どもと一緒に楽しく遊んでいるだけ、と思われがちですが・・・

子どもたちが意欲的に生活や遊びに取り組めるよう、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、会議等で振り返るなど、子どもたちの成長に合わせた保育が提供できるよう日々工夫をしています。

子どもたちが活発に遊び、安心して過ごせるようにしています。

- ・日々の保育内容の計画、実施、振り返り
- ・玩具の補修
- ・室内、トイレなどの清掃、消毒作業
- ・花壇や畠作りなどの環境整備
- ・園庭清掃、園庭遊具の点検
- など、様々な仕事があります。

●保育士さんが不足していること

保育所（園）等には保育所の配置基準があり、在籍児童数に合わせて保育士を配置していますが・・・

保育時間が11時間と長く、特に朝夕の時間帯は勤務する保育士の確保が難しくなることもあります。

保育士等が長時間勤務することで延長保育に対応している場合もあります。

みなさまから少しずつご協力をいただくことで、充実した保育につなげることができます。

●保育に関する費用のこと

3歳未満児の保護者の方には保育料を納めていただいておりますが・・・

保育所（園）等に関する費用の多くは、市民のみなさまの税金でまかなっています。

「保育料をお支払いいただいている」＝「いつでも保育所（園）等をご利用いただける」ということではありません。

保育所（園）等のご利用について、困ったり、悩んだりすることがございましたら、遠慮なくご相談ください。

様々な方の協力があって、保育が成り立っています。保護者の皆様に保育所（園）等の適正利用にご協力いただくことは、保育所（園）等で過ごすお子様のより安心で安全な保育にもつながります。

各ご家庭において、様々な事情があると承知していますが、あらためてご協力をお願いいたします。



大網白里市役所
子育て支援課 保育班
大網白里市大網 115 番地 2
TEL : 0475-70-0347